

牧 学 第 226 号
学教学 第 109 号
令和 3 年 8 月 30 日

市内小中学校保護者 様

牧之原市教育長
学校組合教育長

緊急事態宣言下における感染症対策について（お願い）

日ごろから「学校の新しい生活様式」に基づいた各校の教育活動に、御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、全国的な感染拡大の影響を受け、本市においては昨日（8月29日（日））まで児童生徒の夏休みを延長させていただきました。8月25日（発表分）では、市内の累計感染者数は、197人であり、その感染経路の多くは、家庭内感染という事例が報告されております。

そのため、学校ではこれまで以上に感染症対策の強化を図るとともに、お子さんの健やかな学びや心身の健康を保障していきます。ついては、下記のとおり、保護者の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 お子さんが体調不良の対応について

- ・お子さんに発熱等の風邪の症状がある場合には、登校することなく医療機関を受診し、治癒するまで自宅で休養することを確実に行ってください。
- ・同居の御家族についても、毎朝、健康状態を確認してください。御家族に風邪症状が見られる場合は、お子さんの登校について控えていただくようお願いいたします。
- ・これらの上記の場合においては、欠席でなく『出席停止』として扱います。この間の家庭学習については、学校からの連絡内容を御確認ください。

2 学校への報告について

学校においてお子さんの安心安全を確保するために、御家庭に感染（疑いがある場合も含む）の可能性があることが判明した場合は、速やかに学校まで御連絡いただきますようお願いいたします。学校が安心安全な場であるために、そしてお子様を守るために、以下のような場合は必ず学校に御連絡をください。

- ・お子様が、発熱等の風邪の症状がある場合
- ・お子様の感染が判明した場合
- ・お子様が、濃厚接触者に特定された場合
- ・お子様が、発熱等の風邪の症状に伴って PCR 検査を受けることになった場合
- ・お子様の同居家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- ・お子様の同居家族の感染が判明した場合

- ・お子様の同居家族が PCR 検査を受けることになった場合
- ・その他、感染について心配がある場合

3 その他

(1) 学校における感染拡大の対応について

緊急事態宣言下においても、お子様の学びを継続することを前提とし、本市においては文部科学省の衛生管理マニュアルに従い、校内における感染症対策のレベルを強化いたします。

そこで、具体的な活動場面において、以下の活動は感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動として原則、行わないようにいたします。

- ・音楽における合唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・家庭、技術における調理実習
- ・体育における密集、接触する運動
- ・理科における長時間のグループでの実験や観察
- ・図画工作、美術におけるグループでの共同制作
- ・各教科等に共通する活動として、長時間・近距離で対面式となるグループ活動

なお、上記の活動については、静岡県の実感レベルが引き下がり、市内において感染の拡大のおそれを取り除かれるまで継続いたします。

(2) 臨時の休校、学年・学級閉鎖の対応について

校内で感染者が判明した場合や濃厚接触者が判明した場合、または校内に感染の拡大の可能性がある場合においては、学年・学級単位など（場合によっては学校単位）で、閉鎖もしくは臨時の休校の措置が行われることがあることの御理解と御了承をお願いいたします。なお、その際は、学校からその旨のお知らせをいたします。

放課後児童クラブを利用されている家庭において、上記のような休校時は、該当校の児童クラブはその期間、閉所いたします。学年・学級閉鎖時は、閉鎖対象となる学年・学級の児童について利用できませんので、あらかじめ御承知願います。

なお、8月18日付けで、子ども子育て課から放課後児童クラブ利用児童保護者あてに、対応に関する詳細な通知が発出されておりますので、そちらについても御承知おきください。

(3) 家庭生活について

不要不急の外出をすることがないようにお願いします。同様に、家族ぐるみでの交流等も控えるなどして、感染防止対策の更なる徹底をお願いします。

(4) 差別・偏見・いじめ等の防止について

現在、感染力の強い変異株の割合が増えており、どこにいても、誰にでも感染する可能性が従来よりも高くなっていることを踏まえ、感染者とその御家族の人権尊重・個人情報保護に御配慮をお願いします。

また、ワクチン接種（12歳以上）については、生徒及び保護者の意志で接種の判断を行うことが大切であり、ワクチン接種できない人や望まない人もいることを踏まえ、個々の判断を尊重するよう、御理解をお願いします。

担当	学校教育課
電話	53-2645